

答申書

第1 松山市文書法制審議会の結論

住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価の全項目評価書再評価(案) (以下「再評価案」という。)は、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会作成。以下「指針」という。)の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断する。

第2 判断の理由

(1) 適合性について

適合性とは、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。

(ア) しきい値判断について、当該事務における特定個人情報の対象者数は30万人以上であり、「全項目評価」が必要なところ、全項目評価書再評価案を作成している。

(イ) 実施主体について、実施機関として松山市長が主体となって特定個人情報保護評価を行っている。

(ウ) 公表する部分について、セキュリティ上支障がある場合は、その部分については黒塗りするなどして公表しないことができるようになっているところ、今回作成した再評価案の内容は、全て公表することとしている。

(エ) 実施の時期について、システム改修開始前に実施している。

(オ) いわゆるパブリックコメントについて、平成29年9月20日から平成29年10月19日まで行っている。

(カ) 各項目への記載について、再評価案には、必要な項目全てに記載している。

(2) 妥当性について

妥当性とは、特定個人情報保護評価の内容が、指針に定める特定個人情報保護評価

の目的等に照らし妥当と認められるか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。

(ア) 特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる。

(イ) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は、具体的であり、かつ、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載している。

(ウ) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定している。

(エ) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は、具体的である。

(オ) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致している。

(カ) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致している。

(3) まとめ

以上の理由により、当審議会は、「第1 審議会の結論」のとおり答申する。

なお、本件審議の経過は、別紙のとおりである。

第3 審議会の付言

本件において審議会の判断は以上のとおりであるが、実施機関には、リスクを最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について、更なる調査研究を重ね、必要な措置を講じて万全を期すよう望むことを付言する。

審議の経過

年 月 日	経 過
平成29年 8月30日	諮問書の受理
平成29年 9月27日	第1回審議
平成29年10月30日	第2回審議
平成29年11月15日	答申